# 令和7年度うまい!「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業 (県産和牛流通販売対策強化) 委託業務仕様書(案)

#### 1 事業の目的

特色のある福島オリジナル牛肉である「福島牛『福粕花』」の更なる生産、販売拡大に向けて、PR資材の作成、各種販売促進イベントによるプロモーションを実施することで、ブランドイメージの確立及び販路の開拓を図るとともに、県産牛肉のブランド力を高め、県産牛肉の風評払拭を図る。

## 2 業務委託の内容

- (1) ブランドイメージの確立・強化
  - ア 協議会の運営

原子力災害に伴う県産牛肉に対する風評払拭と多様化する消費者ニーズに対応するために、県、畜産関係団体、流通関係団体で設立した「福島牛『福粕花』振興協議会」を県と連携して運営すること。

- ○協議会の開催支援【2回】
- ○報告書の作成【1式】

#### イ 商標登録

令和6年度事業にて複合商標出願した「福島牛『福粕花』」のロゴについて、 登録料の納付を含む商標の登録を行うこと。

- ○商標の登録【1式】
- ウ ウェブサイトの開設

効果的に「福島牛『福粕花』」の魅力を発信するサイトを開設し、タイアップの情報や産地視察ツアーの参加者募集等、情報発信を一本化すること。

エ 販売促進資材の作成

令和6年度に作成された販促資材(ポスター、のぼり、ミニのぼり、パッケージシール)を増刷するとともに、商標出願されたロゴを活かし、飲食店等でのイベントに活用できる、法被等の販売促進に係る資材を制作すること。

- ○店頭装飾資材の制作【1式】
- オ パンフレット等の作成

「福島牛『福粕花』」の概要や特徴、取扱店舗等を記載したパンフレット等を作成すること。

- ○パンフレットの作成【1式】
- (2) 流通販売事業者、消費者の認知度向上及び販路開拓
  - ア 飲食店等とのタイアップの実施

ブランドイメージの確立にふさわしい県内量販店や飲食店・旅館等とタイアップを実施し、「福島牛『福粕花』」の認知度向上を図ること。

○県内量販店や飲食店等とのタイアップの企画・運営【2回、計15店舗以上】

- ○タイアップ実施店舗へのアンケート【各店舗1回】
- ○購入者を対象としたプレゼント企画及びアンケート実施【計100件以上】 イ 産地視察ツアーの開催

県内流通事業者のバイヤーを対象とした参加者応募型の産地視察ツアーを2回以上実施すること。なお、参加者数は各回10名程度とし、ツアーの企画にあたっては旅行業法に基づき、募集型企画旅行(県内全域)の催行可能な実施体制とし、ツアー手配、行程作成、募集、安全管理等ツアー催行にあたり、必要な業務を適切に実施するとともに、円滑なツアーを開催するため、行程管理主任者、ファシリテーター役を配置すること。

- ○産地視察ツアー【2回】
- ○ツアーマニュアルの作成【各1式】
- ○産地視察ツアー参加者へのアンケート調査【計10件以上】
- ウ メディア等を活用した情報発信

県内の各種メディア等を活用し、本事業における各種施策と連動の上で効果的に情報を発信し、認知度向上を図ること。

- ○県内メディア等での発信【計4回以上】
- (3) その他

上記のほか、目的を達成するために必要な施策を実施すること。

### 3 提出書類

受託者は、委託業務契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届(様式1)
- (2) 総括責任者通知書(様式2)

### 4 成果品

委託業務契約書第11条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 完了届(様式4)
- (2) 実績報告書(実施状況写真含む)
- (3) その他、福島県が必要と判断したもの。

#### 5 総括責任者

受託者は、本業務に当たり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検査を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

#### 6 関係機関との協議

受託者は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を福島県に連絡したうえでこれを行う。

# 7 作業等の打ち合わせ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打ち合わせを行い、委託業務の内容を変更する場合は、契約書に基づき変更する。

# 8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議のうえ定める。